



令和6年度呉市病院事業会計の消費税未申告による納付の遅延に伴う 無申告加算税及び延滞税の発生について（報告）

呉市病院事業会計の消費税の申告及び納付が遅延したことにより、無申告加算税及び延滞税が生じることが判明いたしましたので報告します。

1 概要

公立下蒲刈病院における医療サービスは非課税ですが、室料差額収益などに消費税が発生し、納付税額は、その課税期間（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の課税標準に対する消費税額からその課税期間中の課税仕入れ等に係る税額（仕入れ控除額）を控除して算出します。

9月5日に、申告及び納付が行われていないことが発覚し、同日、直ちにe-Taxにて申告及び納付を行うとともに管轄である呉税務署へ連絡を行いました。申告期限を超過しているため、無申告加算税及び延滞税が生じることとなりました。

※ 地方公営企業の消費税の申告期限及び納付期限は、課税期間の末日の翌日から3か月以内であり、令和6年度は令和7年6月30日となっていました。

2 影響

本来であれば、6月30日までに、消費税の申告及び納付をすべきところを、期限を過ぎて申告及び納付したことにより、無申告加算税及び延滞税の支払が生じたものです。

課 税 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
申 告 及 び 納 付 期 限	令和7年6月30日
納 付 額	446,800円（9月5日納付済）
無申告加算税（※1） 延滞税（※2）	22,000円 1,900円 ※ 上記金額は呉税務署に聞き取りした金額であり、9月末までに通知書が送付される予定です。

※1 確定申告の期限内に消費税の申告を行わなかった場合や期限を過ぎてから申告書を提出した場合に課されます。（納税額の5%）

※2 納付期限までに納付されない場合に法定納期限の翌日から納付日までの日数に応じて課せられます。（納税額の2.4%）

3 原因

当該業務について、今年度異動してきた職員が担当し、前任者と業務の引き継ぎ等を行っていましたが、業務の本来の目的の理解が不十分であったこと、また、業務に当たりスケジュール管理が適正に行えていませんでした。

また、当該業務について、担当者任せとなっており、管理職及びグループリーダーによる適切なマネジメントが行われていなかったことから、消費税の申告に遅れが生じたものです。

4 対応状況

遅延を確認した9月5日に消費税の申告及び納付をe-Taxで実施しました。

申告及び納付後、直ちに呉税務署へ連絡し申告が遅くなった旨を説明し、延滞税の有無等について問合せを行いました。回答には数日掛かるとのことでした。

9月12日に呉税務署に再度問合せした結果、無申告加算税及び延滞税が生じることが確認されました。

今後は、呉税務署から無申告加算税及び延滞税の納税通知書が届き次第(9月末の予定)、速やかに納付を行う予定です。

5 再発防止策

今後は、当該業務のほか、どのような業務においても、制度本来の趣旨を理解した上で、業務に取り組むことについて、職員への周知を図ります。

また、人事異動による業務引継ぎや各担当者の業務の進捗状況の管理について、管理職及びグループリーダーが適切かつ確実に行われているかを確認することで、再発防止に努めます。